

～要綱に定める多量排出事業者について～

要綱※に定める多量排出事業者とは？

※熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱



多量排出事業者は何をしなければいけないの？



次の(ア)～(エ)に1つでも当てはまる場合は、
多量排出事業者に該当します。



(ア)事業延床面積**3,000**平米以上の建築物の所有者等



(イ)従業員数**20**名以上の事業所を有する事業者



(ウ)特別管理産業廃棄物排出事業者
(ただし病床数**200**床以上の病院又は特定有害産業廃棄物排出事業場に限る)



(エ)ごみの年間排出量**100**トン以上の事業所を有する事業者

(要綱第2条第4項抜粋)

ア 事業の用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く。以下「大規模建築物」という。)であって、特定建築物(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条に規定する特定建築物をいう。)であるものの管理について権限を有する所有者、占有者その他の者イ 従業員数が20人以上の事業所を有する事業者
ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者(医療業にあっては医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院で病床数が200床以上の病院に、その他の事業場にあっては特定有害産業廃棄物排出事業場に限る。)
エ 熊本市内における年間廃棄物排出量が100トン以上の事業所を有する事業者

廃棄物減量・リサイクルについて責任者を定め、毎年計画を立てごみの減量化に努めていただくようお願いしています。



・廃棄物減量・リサイクル責任者選任(変更)届

様式第1号(要綱第5条関係)

はじめて選任するとき、責任者が代わったときに提出が必要です。

・廃棄物減量・リサイクル計画書

様式第2号(要綱第6条関係)

その年度の計画と昨年度の実績を記載し、毎年**6月30日**までに提出が必要です。



ごみ減量のリサイクルに取り組む意味ってあるの？



実は事業者のみなさまにも色々なメリットがあるんです。

◆企業のイメージアップ

環境問題に注目が集まる今、社会貢献する企業として会社のPRにつながります。

◆コスト削減・業務効率化

ごみ処理費用や処理に係る人的コストが削減でき、浮いた経費を他に有効利用できます。

◆従業員の意識向上

事業所単位で取り組むことで、従業員の意識が変わり、更なるSDGsの推進につながります。



ごみを減らすだけで、こんなにメリットがあるんですね！